

# 「人権擁護委員」をご存じですか？

町民課 戸籍年金窓口係

1 法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が行う「人権活動」とは、具体的にどのような活動ですか。

A 人権擁護委員の活動は主に次の3つです。

- ① 地域の皆さんからの人権相談に応じる。(夫・パートナーからの暴力、子どもの「いじめ」、児童・高齢者虐待、障害者に対する差別など)
- ② 法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をする。
- ③ 地域の皆さんが人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行う。

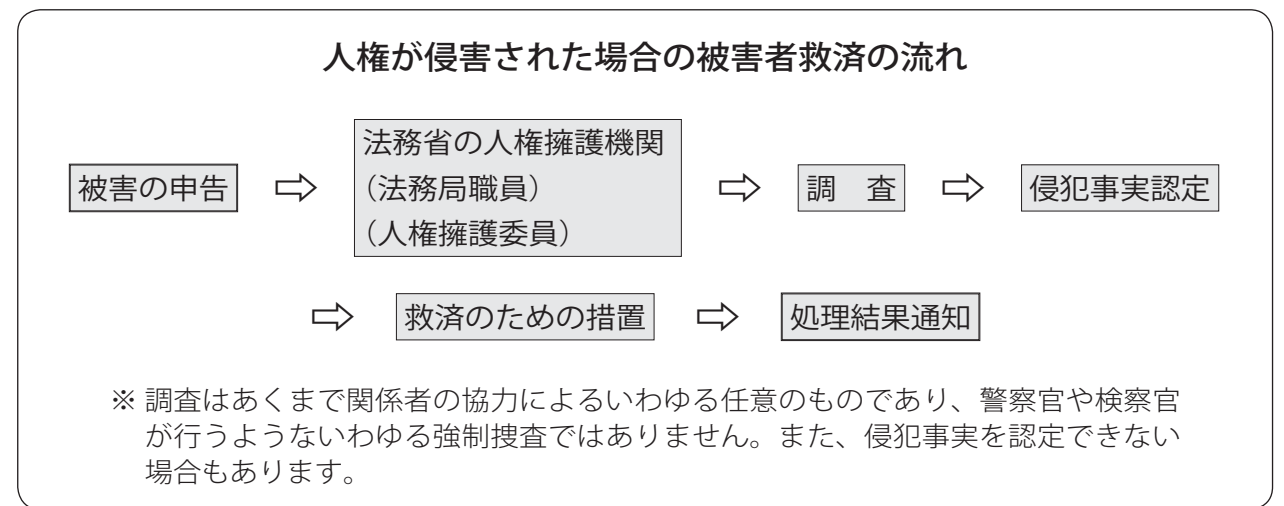
2 人権相談は、いつ、どこで行われているのですか。

A 釧路地方法務局帯広支局内において、土曜・日曜および祝祭日を除いて、毎日午前8時30分から午後5時15分まで、面談または電話による人権相談に応じています。

(23年度の鹿追町特設相談所は6月13日に実施済み)

《問い合わせ先》 釧路地方法務局帯広支局 ☎ 0155-24-5823  
※ 相談料は無料です。

3 人権が侵害された場合、どのように解決してもらえるのですか。



4 重点目標

みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心～

《私たちの町（鹿追町）の人権擁護委員の方々です》

- 葛西 節子さん
- 西科 隆さん
- 宮下 弘子さん



人権の花植栽風景（上幌内小学校）



## 仮囲いに幼児の絵を展示 国保病院がもうすぐ完成

国保病院増改築建築主体工  
事 萩原・窪田経常JV  
所長 松崎 聡

昨年3月に着手し、長く思  
えた工期も1年半が過ぎてし  
まいました。その間町民の皆



病院仮囲いに展示されている絵



工事現場の方々

さまには、何かとご迷惑をお  
掛けしましたが、9月16日に  
無事増築部分の引き渡しを終  
えることができました。  
残された工事は、既存病棟  
1階部分の改修、その後現在  
の透析室・リハビリ室が改修  
後の1階に移動し、増改築工  
事は終了です。  
来春は、現在の透析室・リ  
ハビリ室・元厨房などがある  
南病棟部分を解体し、建築工  
事が完了となります。大変ご  
不便をお掛けしていますが、  
もうしばらくの間ご理解ご協  
力をお願い申し上げます。  
このたびは、殺風景な工事  
用の仮囲いに、何か町民の皆  
さんに喜んでいただけるよう  
なことができないかと考えま

した。  
現場で養生などに使用する  
4色のプラパネルを台紙に、  
鹿追幼稚園（20人）、鹿追保  
育園（25人）の年長児に自分  
の顔を描いてもらい、ラミ  
ネットを施した絵を展示させ  
ていただいています。  
看板は廃棄物となる埋め込  
み照明器具を活用し、日が落  
ちると自動点灯し、絵の看板  
でありながら歩道用照明とし  
ても一役買っています。  
来春3月ごろまで展示して  
いますので、役場・病院など  
にお越しの際はぜひご覧に  
なっていたいただければ幸いです。  
もうしばらくの間、安全第  
一で作業いたしますので、よ  
ろしく願います。

## 各種統計調査員の石澤隆志 さんに道知事感謝状

企画財政課 企画開発係

9月6日、平成23年度知事  
感謝状20年級（北海道統計功  
労者）に石澤隆志さん（中瓜  
幕）の受賞が決まりました。  
これは長年にわたり各種統  
計調査に携わってきた方に対



し、北海道知事より感謝状が  
贈られるものです。  
石澤さんは昭和60年より国  
勢調査や農業基本調査などの  
各種統計業務で、調査内容の  
説明および調査票の配布・回  
収などに従事し、尽力されて  
います。  
11月1日に役場町長室で感  
謝状贈呈式が行われ、町長か  
ら石澤さんにねぎらいの言葉  
が掛けられました。

## ご存じですか？ 道の「苦情 審査員制度」

企画財政課 広報広聴係

「北海道苦情審査員制度」  
をご存じですか？ 皆さんに  
代わって、「苦情審査委員」  
が中立的な立場で、道の機関  
に対し必要な調査などを行

ます。  
審査の結果、道の業務や制  
度に不備な点や問題があると  
きは、道の機関に是正や改善  
を求めます。皆さん自身の利  
害に関わる苦情であれば「苦  
情審査委員」に申し立てがで  
きます。

- 苦情申立書は、道庁「道政  
相談センター」または各総  
合振興局「道政相談室」に  
用意しています。
- 申立書はホームページから  
もダウンロードできます。  
道トップページの「相談  
窓口」↓「01:主な相談機関・  
窓口等一覧」↓「道政相談  
センター」から。(http://  
www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/  
dsc/kuiyou.htm)
- 申し立ては、郵送、ファッ  
クス、メールで。

## ■ 問合せ

- 北海道総合政策部知事室道  
政相談センター  
☎ 011-204-5022  
メール kujyoukoueki@pref.  
hokkaido.lg.jp
- 各総合振興局（振興局）地  
域政策部道政相談室